

相模原市狭あい道路拡幅整備に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が狭あい道路に係る後退用地及び隅切地（以下「後退用地等」という。）の寄附等を受けて拡幅整備をする事業（以下「狭あい道路拡幅整備事業」という。）について必要な事項を定め、住みよいまちづくりの実現の契機とし、もって市民の安全確保及び生活環境の改善を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 狭あい道路 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第2項の規定により特定行政庁が指定した道路のうち、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に定める道路又は相模原市認定外道路管理条例(平成17年相模原市条例第145号)第2条第1号に定める認定外道路
- (2) 後退線 法第42条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線
- (3) 後退用地 狭あい道路と後退線に挟まれた土地
- (4) 隅切地 街区の角の敷地において、内角が120度以内で交差する2つの狭あい道路の後退線が交差する点又は狭あい道路の後退線と幅員4メートル以上の道路の境界線が交差する点を頂点とし、当該2つの狭あい道路の後退線又は当該狭あい道路の後退線と幅員4メートル以上の道路の境界線を2辺とする底辺が原則として3メートル以上の二等辺三角形の形状の土地
- (5) 支障物件 工作物、立竹木等の物件であって、この要綱による道路の整備に支障となるもの又は道路法第32条第1項に基づく占用許可の条件に適合しないもの
- (6) 段差 この要綱により整備する道路の側溝計画高さとは後退用地等の高さとの高低差

(狭あい道路拡幅整備事業の内容)

第3条 狭あい道路拡幅整備事業の内容は、後退用地等に対する路面舗装並びに排水構造物及び擁壁等の設置とし、相模原市道路標準構造図その他関係基準に基づ

き行うものとする。ただし、本文に基づく拡幅整備により、道路環境の改善が図られない場合や接する公道に排水構造物を接続することが困難な場合は、この限りでない。

(狭あい道路拡幅整備事業を実施するための要件)

第4条 狭あい道路拡幅整備事業を実施するための後退用地等に備える要件は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 後退用地等が寄附されること。
- (2) 道路境界が確定していること。
- (3) 後退用地等の特定に要する隣接地との境界が確定していること。
- (4) 道路管理に支障となる私権の設定がないこと又は解除することが可能なこと。
- (5) 支障物件が存しないこと又は支障物件の移設等が可能なこと。
- (6) 後退用地等の隣接土地所有者全員の承諾を得ていること。
- (7) 後退用地等が存する土地に公共基準点を用いた座標から求積した地積測量図が備えられていること。
- (8) 私設上水道施設が存しないこと。
- (9) 私設下水道施設がある場合は、下水道管理者との間で当該施設の取扱いについて協議済みであること。
- (10) 道路の法面に擁壁等の築造を要する場合は、その高さ(根入れ部を除く。)が50センチメートルを超えないこと。
- (11) 道路の法下に擁壁等を築造する場合は、そのために必要となる土地が市に寄附されること。
- (12) 雨水排水について、公共用地を経由して既存の公共排水施設への流下が可能であること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(事業を実施するための要件の特例)

第5条 前条第1号の規定については、市長がやむを得ないと認める場合に限り、後退用地等の寄附に代えて、後退用地等は無償により使用することの承諾(以下「無償使用承諾」という。)によることができるものとする。この場合において、前条第3号中「後退用地等の特定に要する隣接地との境界が確定していること」

とあるのは「後退用地等の特定に要する隣接地との境界が確定していること又は隣接地権者から同意を得ており確定が可能なこと」と読み替えるものとし、同条第4号の規定については、適用しない。

- 2 前条第7号の規定については、後退用地等が存する土地について、公共基準点を用いた座標から求積することが困難な場合は、適用しない。
- 3 前条第10号の規定については、道路の整備により地域住民の生活環境の改善を期待できると認められる場合であって、後退用地等が山間部その他の急峻な地形を含む地域にあるため、同号の規定による築造が困難なときは、別に定める基準によることができる。
- 4 前条の各号に定める要件を備えていない場合であっても、市長が指定する日までに備えることが見込めるときは、当該要件を満たしているものとみなすことができる。

(狭あい道路拡幅整備事業の申請)

第6条 狭あい道路拡幅整備事業の実施を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、狭あい道路拡幅整備事業申請書(第1号様式)を市長に提出するものとする。

- 2 申請者は、市との連絡調整等を円滑に行う必要がある場合は、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 隣接土地所有者承諾書(第2号様式)
- (2) 代表者届出書(第3号様式)

(事業決定等)

第7条 市長は、申請書の内容の審査及び現地の調査を行い、後退用地等の寄附受納等の可否を狭あい道路拡幅整備事業申請結果通知書(第4号様式)により通知するものとする。

- 2 市長は、次条第4項に規定する所有権移転等の登記が完了し、又は次条第6項に規定する無償使用承諾書受納書により通知し、狭あい道路拡幅整備事業の実施を決定した時は、狭あい道路拡幅整備事業決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(所有権移転等)

第8条 市長は、前条第1項に規定する通知をした後、後退用地等及び道路法下の擁壁等の築造のために必要となる土地(以下「寄附等申請地」という。)の調査を行い、関係土地所有者の協力を得て道路境界の確定を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、申請者が自ら寄附等申請地の測量を実施することを希望する場合は、申請者が測量を行うものとする。この場合において、測量等に要した費用は申請者の負担とする。

3 寄附等申請地の所有者は、所有権移転等の嘱託登記に必要な書類で別に定めるものを、市長の指定する日までに提出しなければならない。ただし、後退用地等の寄附に代えて無償使用承諾により狭あい道路拡幅整備事業を実施する場合は、土地無償使用承諾書(第6号様式)を提出するものとする。

4 市長は、前項の書類の提出を受けた後、速やかに寄附等申請地の所有権移転等の嘱託登記を行うものとする。

5 市長は、所有権移転の登記が完了したときは、寄附受納完了通知書(第7号様式)により通知するものとする。

6 市長は、無償使用承諾書を受納したときは、無償使用承諾書受納書(第8号様式)により通知するものとする。

(支障物件移設等の補償)

第9条 寄附等申請地に存する支障物件の移設又は除却(以下「移設等」という。)を要する場合であって、市長が補償の必要を認めるときは、別に定める基準により移設等に要する費用を補償することができる。ただし、寄附等申請地の測量を自費負担で実施する場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定に基づき補償するときは、支障物件の所有者と補償契約を締結するものとする。

3 支障物件の所有者は、前項の補償費用の支払いを請求するときは、移設等の完了後、請求書を市長に提出するものとする。

(段差解消の補償)

第10条 段差により車両等の出入りに支障が生じる場合であつて、市長が補償の必要を認めるときは、別に定める基準により段差解消費用を補償することができる。

2 市長は、前項の規定に基づき補償するときは、後退用地等の所有者と補償契約を締結するものとする。

3 後退用地等の所有者は、前項の補償費用の支払いを請求するときは、請求書を市長に提出するものとする。

(隅切地の買取り)

第11条 市長は、後退用地が寄附される場合に限り、別に定める基準により、後退用地に隣接する隅切地を買い取ることができる。

2 市長は、前項の規定に基づき隅切地を買い取るときは、当該隅切地の所有者と土地売買契約を締結するものとする。

3 隅切地の所有者は、前項の土地代金の支払いを請求するときは、登記手続完了後、請求書を市長に提出するものとする。

(道路の維持管理)

第12条 市長は、この要綱により整備した道路について、以後、適切な維持管理を行うものとする。

(無償使用承諾地の取扱い)

第13条 市長は、第8条第3項の規定に基づき土地無償使用承諾書書を提出した者が、その後、当該事業に係る後退用地等の寄附を申し出たときは、その寄附を受けることができる。

2 第11条の規定は、前項の寄附を受ける場合について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、令和5年4月1日以降に、第6条に規定する狭あい道路拡幅整備事業の申請がなされたものから適用し、同日前に申請がなされたものについては、廃止前の相模原市狭あい道路後退用地寄附要綱(平成27年4月1日施行)及び相模原市寄附道路整備及び狭あい道路拡幅整備に関する要綱(平成27年4月1日施行)の規定の例による。